

慶弔規程
慶弔規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、支部が税理士会員及び税理士会員の家族（以下「税理士会員等」という。）並びに税理士法人会員の慶事、弔事、傷病又は被災に対し祝弔、見舞の意を表するときに適用する。

(慶 事)

第 2 条 税理士会員が結婚するときは、祝金として 2 万円を贈る。

2. 税理士会員に第一子の出産があるときは、祝金として 1 万円を贈る。

3. 税理士会員が業務上国その他公共団体等により表彰等を受けたときは、幹事会の議を経て 1 万円以内の記念品を贈ることができる。

第 2 条の 2 支部の準会員が結婚するときは、祝金として 1 万円を贈る。

(弔 事)

第 3 条 税理士会員等が死亡したときは、一律 5 万円の弔慰金及び供花料を贈る。

2. 税理士会員の配偶者が死亡したときは、弔慰金 2 万円及び供花料を贈る。

3. 税理士会員の一親等の尊属（別居する姻族を除く）及び、税理士会員と同居し、又は生計を一にする一親等の卑属が死亡したときは、弔慰金 1 万円及び供花料を贈る。

4. 税理士会員が死亡したときは、支部長又はその代理者が参拝する。

第 3 条の 2 支部の準会員が死亡したときは、一律 2 万円の弔慰金を贈る。

(傷 病)

第 4 条 税理士会員が傷病療養のため、1 月以上休務すると認められるときは、見舞金として 1 万円を贈る。

2. 3 月以上休務すると認められるときは、幹事会の議を経て見舞品を贈ることができる。

(災 害)

第 5 条 税理士会員の事務所、居宅等及び税理士法人会員の事務所が、不慮の災害により損害を受けたときは、見舞金として 1 万円を贈る。被害程度が大なるときは、幹事会の議を経て 3 万円を贈ることができる。

2. 税理士会員の税理士事務所及び居宅等双方が同時に損害を受けたときは、そのいずれかについて前項の規定を適用する。

3. 税理士法人会員の事務所及びその社員税理士会員又は補助者として業務に従事する税理士会員の居宅等双方が同時に損害を受けたときは、それぞれ個別に第 1 項の規定を適用する。

(業務廃止)

第 6 条 税理士会員が業務を廃止して退会したときは、次の区分に応じ、幹事会の議を経て慰労金を贈ることができる。

(1) 在会年数 10 年以上 30 年未満 3 万円

(2) 在会年数 30 年以上 5 万円

(贈 呈)

第 7 条 この規程による金品の贈呈は、てい重な表意とともに支部長又はその代理者が行う。

(適用の制限)

第 8 条 天災その他の予想し得ない災害により、一時に多数の被災者が発生し、支部の予算に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、第 3 条から第 6 条までの規定にかかわらず、幹事会の議を経て、弔慰金若しくは見舞金の贈呈を停止し、又はその金額を減額することができる。（平成 11・3・19 改正）

(その他)

第 9 条 この規程に定めのない事項は、幹事会の議を経て決定する。

(規定の改廃)

第 10 条 この規定を改正し、又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則

この改正規定は、昭和 60 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 11・3・19）

この改正規定は、平成 11 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 14・3・20）

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14・11・5）

この改正規定は、平成 14 年 11 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28・3・17）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。